

産業構造審議会知的財産分科会

第7回営業秘密の保護・活用に関する小委員会議事録

○諸永室長　皆さん、おはようございます。経済産業省知財政策室長の諸永です。まだ定刻にはなっていないのですが、委員の方々に早くお集まりいただきましたので、まだあと2分ぐらいございますけれども、始めたいと思います。

ただいまより産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会第7回会合を開催したいと思います。本日はご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、岡村座長、よろしくお願いいたします。

○岡村委員長　おはようございます。

審議に先立ちまして、本日の配付資料の確認などを事務局からまずお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○諸永室長　バックシートの方々は、本日ペーパーレスといったところで電子媒体での配布になっておりますけれども、委員の方々、テーブルに資料を置かせていただいています。

資料1として議事次第がございます。資料2、委員名簿。資料3にSOMPOホールディングスからご説明いただきます資料になっております。資料4、グーグル様からいただきました資料になっております。資料5、資料6という形で本日の検討資料。そして、参考資料といったものは前回の議事録でございます。委員の方々のみといったところで、席上配付した資料を置かせていただいています。もし不備などがございましたら、事務局によりしくお願いします。――よろしいでしょうか。

そして、出席委員の確認をさせていただきます。本日も欠席の委員は、池村委員、久貝委員、長澤委員の3名になります。長澤委員の代理といたしまして、キヤノン株式会社・久留様にご出席いただいております。

そして、今回、林いづみ先生に委員としてご参加いただいています。林いづみ先生は、桜坂法律事務所の弁護士でございます。前回ご欠席でございました。その前までご参加いただいております。

そして、今回もオブザーバーとして知財事務局、そして法務省にご参加いただいております。

岡村座長、よろしく申し上げます。

○岡村委員長　　まず、林先生のご復帰、心強い限りでございます。ありがとうございます。

早速議題に入りたいと思います。まず、議題2、データ利活用に向けた取り組み事例について、SOMP Oホールディングスとグーグルからプレゼンをいただきたいと思います。

まずは、データ利活用に向けた取り組みについて、SOMP Oホールディングス株式会社・中林紀彦様からプレゼンテーションをいただきます。では、中林様、よろしくお願いたします。

○中林　　おはようございます。SOMP Oホールディングス・中林と申します。よろしく申し上げます。

お時間をいただきましたので、我々、損保ジャパン日本興亜の保険会社だけの取り組みではなくて、ホールディングス全体のデータ利活用の取り組みをご紹介させていただきたいと思います。

そもそも我々はなぜこういう先進的な取り組みをやっているかというのを簡単にお話しさせていただきますと、2016年から2020年までのホールディングスの中期経営計画の中でデジタル戦略を大きく柱として掲げておりまして、インターネット企業さんから比べるとまだまだおくれではいるのですが、保険会社としてもデジタル化を強く推進しようという櫻田CEOの号令のもと、昨年5月にシリコンバレーからチーフ・デジタル・オフィサーという執行役員をホールディングスに連れてまいりまして、今、我々のボスなのですが、彼がホールディングスのデジタル戦略を実行するという立場で組織をもって進めております。ご存じの方いらっしゃるかもしれませんが、シニアアドバイザーとしてトーマス・ダベンポートなどに我々のデジタル戦略、データ戦略のアドバイスをもらいながら進めているという形です。

東京だけではなくてシリコンバレーにもラボを立ち上げまして、拠点をもって、向こうのテクノロジーとかAIといった新しいビジネスモデルなどをウオッチしながら、日本に輸入できるもの、もしくは世界で展開できるものはないかというのをシリコンバレーラボなどでみているという形になっております。

そういった中で、データ活用の大きな4つの軸として、既存業務の効率化、顧客設定の変革、デジタルネイティブ向けのマーケティング、ビジネスモデルの進化という4つの事項でデータ活用を進めております。

一般的にデータ活用というと、集めて何か集計してレポートを出すというイメージが強いかと思うのです。我々はその先を目指しておりまして、言葉は悪いですが、多分、一

一般的な一番初歩的なデータ活用という、現場を理解する、データを集めてきて、集計して、レポートを出して、現場を理解するというレベルなのですが、我々は実際の事業の施策に落とし込んでいくための統計的なアプローチをとって、さらに予測して、例えば健康であったり、この人がどこまで健康体なのか、どこまで病気になりそうなのかという予測モデルをつくっていき、事業に役立てていくということを目指しております。なので、きょうのテーマの1つ、データ活用でA Iというテーマもあると思うのですが、その辺をA Iで実装していくということをグループ全体として目指しております。

そのためのデータのプラットフォームという構想をつくって実行しております、4つの層で考えております。まずはデータソースの層。社内、グループ会社を含めて保険会社、損保、生保、あとは介護事業とか海外事業とかいろいろグループのポートフォリオがありますので、そのポートフォリオを網羅するデータソースだけではなくて、外部のデータソース、オープンデータセットなどをまとめてデータソースで扱っていくと考えております。

さらに、物理的にデータセットを統合するのはなかなか難しくて無理があるので、データカタログという仮想的にメタデータだけを統合して、どこにどういうデータセットがあるかというメタデータセットを集めてデータベースをつくっていくことを進めております。

その上で、アルゴリズム、先ほどお話ししたように未来予測に関するA Iに特化して、健康体であったり、あとは自動車の運転者の特性であったりや予測していくというモデルを社内開発して、それをサービスに生かしていくことを進めております。

当然、それを行うためのデータサイエンティストが必要ですので、人材を採用して組織をつくっていくという形で、4段階でデータ活用を進めております。

先ほどもお話ししたように、例えば我々グループ会社でひまわり生命保険がございまして、社員3,000人にフィットビットを配布して、データを収集しております。収集するだけではなくて、我々が目指すのは、集まったデータから何か知見、もしくはアルゴリズムのモデルをつくって、下りと呼んでいるのですが、下りのビジネスをつくっていくのをたまたまデータから新しいサービスをつくっていくという取り組みを行っております。なので、保護すべきところは、データセットもそうなのですが、ここから導き出されるアルゴリズムとかモデルを下りのサービスに使っていきますので、そのあたりも含めて、後ほどお話ししようと思っているのですが、保護すべき対象の知的財産のかなと我々は取り扱っております。

一例として、デジタルヘルス2.0を出しております、健康だけではなくて、車とか住ま

いといった保険を出しているのですが、健康に関する取り組みのご紹介をさせていただきます。

先ほどお話ししたように、フィットビットをひまわり生命の社員3,000人に配布しまして、その活動データを収集しております。プラス検診のデータとか日常の活動のデータを加えまして、活動データということでデータベースをつくっております。今、そこから社員の行動変容とか病気、成人病の予測といったモデルはつくれないかというのを社員のデータから分析してモデルをつくっている最中です。

まずは社員から展開していくのですけれども、新しいモデルができれば、それを我々のお客様に対してサービスとして提供していくということまで事業化を目指しております。

さらに広げて、生命保険だけではなくて、我々健康保険のSOMPOリスクアマネジメントという会社もっておりますので、そこでサービスを提供している特定健康指導もしくは糖尿病などの成人病の重症化予防といったことを抑制するサービスをいろいろなデータセットを集めて進めている最中です。

まずは、先ほどお話ししたようなグループ内でもっているデータセットを中心になっているのですが、今、海外のスタートアップと連携しながら、血圧とか糖尿病の血糖値などをはかるデバイスを組み合わせたデータを取得する仕組み、サービスを検討しております。こういった自社のデータ、外部のデータ、もしくはオープンデータなどを集めて健康支援データベースをつくって、そこで健康管理の予測・予防アルゴリズムをつくってサービスを提供していくといった取り組みを現在行っているところです。

駆け足になりましたが、我々グループのデータに関する考え方と、健康を事例にして取り組みをご紹介させていただきました。

取り組みながら、事業側からの問題、もしくは提言なのですが、資料には入れていないのですが、先ほどお話ししたように、この後グーグルさんがお話しされるので、かなり技術的な細かいところも出てくると思うのですが、先ほどからキーワードでモデルとっているデータを分析するためのアルゴリズムとかモデルに踏み込んだ保護はまだ考えられていないので、そのあたりが事業サイドからすると必要なと思っております。

なぜかという、例えばこの後ご紹介される一般的に公開されているディープラーニングを使っただけなのですが、それと保険を組み合わせ、北米では特許をとって、ビジネスモデルとして展開していくケースがありますので、一般的なテクノロジー、技術を使っただけのモデルを特許で保護するのかというところは、少し議論の対象になるのかなというところ

です。

あとは、先ほどご紹介したように、いろいろなデータソースを集めてモデルをつくっていきますので、自社内のデータセットだけであれば権利保護できるのですが、外部のデータと組み合わせるとき、さらにオープンデータと組み合わせるときの権利の配分ですとかトラッキング、さらに多分、二重三重で組み合わせが起こっていくと思いますので、そうすると、追跡がなかなか難しくなっていくのをどう技術的に、もしくは法律で保護するかというところが課題かなと思います。

あと、知的財産に関する教育ということで、我々は保険業、サービス業になりますので、日本の製造業さんのようにパテントをとって、それを企業の競争力に生かしていくという活動がなかなかできていない業態ですので、そこに関する知的財産の教育は我々の仕事の1つでもあるのですが、何かお力添えをいただければ、いろいろな日本独自のモデルをつくって、それを日本の産業の競争力の源泉にしていけるかなと感じておりますので、そのあたりが課題かなと思っています。

あと、書いていないのですが、日本の法制度で特に健康関係は厚労省の規制が厳しいので、海外で実証実験を行うということも進めております。そうすると、海外の方のデータセットを集めて、モデルをつくって、それを日本に輸入するというのもこの先始まっていくと思いますので、そのあたり、海外のデータセットを使ったモデルに関する知的財産保護も課題かなと感じておりますので、そのあたりが事業側からする特にAIといった分野に関するデータ活用の課題、政策課題の提言ということでお話をさせていただきました。ありがとうございます（拍手）。

○岡村委員長 中林様、大変ありがとうございました。なお、委員からのご質問などもございますでしょうけれども、グーグルの佐藤様からのプレゼンテーションの後でまとめて伺いすることにしたく存じますので、ご了承いただけましたらと存じます。

では、グーグルの佐藤様のプレゼンテーションを引き続きましてお願いいたします。AIオープンソースにおけるデータや学習済みモデルなどの取り扱いについてということで、プレゼンテーションをいただきます。佐藤様、お願いいたします。

○佐藤 きょうはお時間をいただきまして、ありがとうございました。私のほうで誰もが使える機械学習の重要性というテーマでお話差し上げたいと思います。

私はグーグルの佐藤と申しまして、グーグルに入ってから6年たつのですが、今はグーグルクラウドプラットフォームという部署におりまして、弊社のグーグルのデータセンター

のサーバーリソースを外のお客様ですとか開発者のお客様に貸し出すサービス、クラウドサービスを提供しています。そのチームでデベロッパーアドボケイド、よくエバンジェリストといわれますが、通常、私は開発者さんのイベントですとか勉強会等にお伺いして、弊社の技術ですとか製品についてご紹介さし上げております。

きょうはまず、人工知能、A I であるとか機械学習、ニューラルネットワークといったいろいろなバズワード、やはり言葉が飛び交っておりますが、整理するところから入っていきたいと思います。

例えば本当に一般的なイメージだと、ロボットが動いている図ですとか、A I、ディープラーニング、全部ごっちゃなイメージがあると思うのですが、まず1つ、ロボットとA Iは違いますよというところは分けておきたいと。ロボットは機械的なアームですとかがあります。もう1つある勘違いが、つい最近になってA Iが急に発明されたかのようなイメージをおもちの方もいるかもしれませんが、ご存じの方も多と思うのですが、A I自体は昔から研究されておりました。

ただ、最近になって急激に発展してきたのは、弊社を初めとするクラウドの技術ですとか、計算機リソースが非常に膨大に、非常に安いコストで使えるようになった。これと昔からのA Iの技術が結びつくことによって、初めて実用化され始めてきているのが、ここ5年、6年になって出てきているというのが顕著であります。技術的には昔から研究され続けてきた技術であります。

こんなダイアグラムを描いてみました。ややこしいのですけれども、A Iは本当に広いキーワードで、Artificial Intelligenceなので、普通のプログラミングとは賢いことをさせること、みんなA Iと呼ばれてしまうことが多いのですが、その中で弊社が特に力を入れているのは機械学習というもっと狭い領域になっています。これは、コンピューターにみずから学習させて、例えばデータの中に含まれるルールなどをコンピューターが導き出すといったアプローチをさせています。

なので、割とこれまでの従来型のA Iシステム、特にルールベースのA Iというキーワードが昔からありましたが、普通のプログラムと余り変わらなかったところがあるのです。つまり、コンピューターにこういうデータをみつけたら、このように動いてください。例えば昔の将棋だとかチェスのプログラムはルールをたくさん入れておいて、プロの棋士の定石などを入れておいて、こういう盤面だとこのように打ちなさいとやっていたので、人間がある程度プロの能力からそんなに飛び越えたパフォーマンスは出なかった。今回、弊社の親会

社であるアルファベットの子会社のディープマインドチームが達成したAlphaGoという囲碁のプログラムがありますが、あれが画期的だったところは、機械学習を使って、コンピューターみずからに最適な打ち方はどういう打ち方かというのを探させるのです。場合によっては、人間も気づいていないような打ち方をみつけてくれたりして、そうすると、プロの囲碁の棋士でさえこれはどういう意味なのだろうと考え込んでしまうという打ち方もできるというのが、ここ数年のAIの特に機械学習におけるブレイクスルーかなと思っています。

その機械学習の中でも弊社が特に力を入れているのがいわゆるニューラルネットワーク。特にニューラルネットワークの階層を深くしたものがディープラーニングであります。

単純にいうと、ニューラルネットワークは本当に賢い電卓程度のものなのです。それ自体が意思をもって人間のように考えているわけではないです。単純に何か数字を入れると数字が出てくる。そのときに、普通の1、2、3という数字ではなくて、例えば画像を入れてみる。画像を入れると、猫という答えが返ってくるように学習させることができる。非常に賢い関数であったり、電卓みたいな意味合いになっています。

基本、画像認識だけではなくて、あらゆる分野に試すことができます。今のところ、非常に高い成果が上がっているのが画像認識だったり、音声認識、あとは自然言語処理、日本語を入れるとある程度意味を理解してくれるというところで高い成果を上げていますが、実はあらゆる分野に試してみることができます。例えばゲームのサーバーをおもちのお客さんだったら、ゲームのお客さんの行動履歴をニューラルネットワークに入れてみて、ゲームのお客様はいたずらしているチートユーザー、不正なユーザーを見つけるのに苦労されていますが、それかどうかを見分ける関数をニューラルネットワークでつくったりですとか、あとは保険会社さんだったら、保険の料率を決めるための関数をニューラルネットワークで学習。このお客さんだったら料率を下げてもいいというのを実際に発表されている保険会社さんもいらっしやいます。そういう形で、基本的にはあらゆる用途に適用可能な技術です。

先ほども出てきましたモデルという言葉がこれからキーワードになってきます。機械学習、またはニューラルネットワークのモデルとは何かというのをデモンストレーションでご紹介したいと思います。実際に弊社が一般公開している、どなたでもインターネット上でブラウザを使ってニューラルネットワークを自分で設計して、どのように動くか試せるものです。

ここでネットワークがある。これがニューラルネットワークです。これが3段、4段と深くなってくるとディープラーニングと呼ばれて、弊社で使っているディープラーニングのモデルは40段ですとか50段ですとか非常に深いものを使っております。これは入門用というこ

とで、3段ぐらいのネットワーク。

例えば左側から x 1、x 2 という 2 つの数字のデータがあります。これをグラフに描いてみるとこんな感じで、人間の目でみると青いグループとオレンジ色のグループ、2 つのグループがこんなパターンをつくったり、すぐわかりますよね。ただ、既存の IT システムだと、このパターンをコンピューターに搭載するのはすごい難しかったのです。プログラムを変えて、ここら辺の上にいるデータは多分オレンジでとか、ここら辺にいるデータは青で、いちいちプログラミングしなければいけなかったし、ちょっと外れていると常識的に判断できなかったのです。ニューラルネットワーク、学習し始めのころは、てんで大した答えを返さないのです。ここら辺がオレンジかなとか、ここら辺が青かな、適当な答えを返すのですが、ひたすらたくさんお手本のデータをたくさんみて、学習データを大量に導入して、かつ計算機リソース、たくさんコンピューターを使ってひたすら試行錯誤させるのです。ですから、人間がやり方、解き方を教えるのではなくて、コンピューターみずからに試行錯誤させる。そうすると、こんな感じでデータに含まれるパターンを人間と同じように見つけ出してくれるのです。囲碁だったら、こういう打ち方が実は最適な打ち方なのではないか、保険だったら、たくさんのデータがありますが、こういうデータの見方、加工の仕方が一番最適なのではないかというのを人間にある程度全部教わらなくても、半分ぐらいコンピューターが自分で試行錯誤して、こういう複雑なパターンを導き出す。

これまでは、割とはっきりしたロジックでしかプログラムできなかったのが、人間の直感とかセンスといったものがコンピューターに教えられるようになったことが今の AI のブームの中核になっています。

今おみせしましたネットワークの中には人間の脳細胞にあるニューロンを数学で模したものが実際に動いているのですが、ニューロンとニューロンの間の結びつき、人間のニューロンと同じで、目から光が入ってきたらニューロンが興奮するのです。その周りのニューロンもつられて興奮したり、または結びつきによっては、あるニューロンが興奮したら、ほかのニューロンは逆に抑えられたり、いろいろな結びつきがあって、ネットワークが人間の知能を形成しているのですが、それをまねた動きを数学で再現しているのです。

モデルというのは、この結びつきの部分です。ニューロンとニューロンの間を算数でかけ算してあげて、ここのニューロンとここのニューロンは強く結んで、こことここのニューロンは逆向きの結びつきをしているというのを数字で表現しているのです。これが学習の結果であって、ここにデモでおみせした知能が入っています。これはプログラムではないのです。

単純な数字の羅列です。これは単純な純粋な数字の羅列で、プログラムではなくて、これまでのITシステムと今のAI、特に機械学習の大きな違いは、ナレッジ、数字に置き換えられるというところ。

この技術を最も何十段と深くして、今、弊社ですと50段ぐらいのディープニューラルネットワークを使っていますが、それを使うと、例えば画像をみせたときに、これは猫だねとか、これは山だね、これは花だねという判断ができるようになります。

グーグルでは、この技術をTensorFlow というオープンソース、つまり世界中のどなたでも無償でダウンロードしてお使いいただけるライブラリとして一般公開しています。これは、グーグルの社内で最新のAI、機械学習の開発に使っているソフトウェア。これは全部ではないのですけれども、フレームワークの土台の部分だけを一般公開しています。今、グローバルで一番広く使われているディープラーニング用のライブラリになっています。グーグル社内だけではなくて、例えばエアバスさんですとか、国内ですとオークネットさんですとか、アクサダイレクトさんですとか、さまざま広い分野で実際お使いになられているツールキットになっています。

特に我々が強調したいのは、グーグルが提供するオープンソースのディープラーニング、さらに非常にコストの低いクラウド技術によって、例えばこんな利用例がある。静岡県のキュウリ栽培農家さんなのですが、こちらの息子さんが2年前からエンジニアの仕事をやめて、お父さん、お母さんのキュウリの農家を手伝い始めて気づいたのは、キュウリの仕分けに物すごく時間がかかる。お母さんが1日8時間かけて、キュウリを9段階に仕分けしなければいけない。これは、私は継ぎたくないに心に決めて、彼がいったのは、キュウリ農家というのはキュウリをおいしく育てることに時間を費やすべきで、仕分けは本質的な仕事ではないということで、彼はもともとエンジニアだったので、機械学習ですとかディープラーニングは今回初体験だったそうなのですが、ちょうどタイミングよくグーグルがTensorFlow という技術をオープンソース、ただで公開したので、それでキュウリ仕分け機をつくってあげようということで、仕分け機を15万円で作ってしまいました。

これまでキュウリ仕分け機をつくるようになったら、システムインテグレータさんに何千万、1億、2億で発注して、やっとならぬかなという感じだと思うのですが、いまやキュウリ農家さんご自分で15万円ですとディープラーニングを使ってキュウリ仕分け機、一番最初のモデルでも70%の精度でお母さんの9段階の仕分けを再現できたそうなのですけれども、もうちょっとお金をかけると九十数パーセントいくと思うのです。最新の技術をTensorFlow という

技術を使って、誰でも使えるような技術になりつつある。

これが今、日本に非常にはやりつつありまして、ブレインパッドさんですとかJSOLさん等を中心にユーザーグループも形成していただきまして、実はNHKの「おはよう日本」という朝の7時のニュースでもTensorFlow ユーザーグループを取り上げていただきまして、グーグルの機械学習技術の説明会についてお茶の間で紹介されるということもありました。

TensorFlow の使い方なのですが、まずは先ほどいいましたように、我々は無償でソフトウェアを公開します。我々は、モデルをつくるためのプログラムコード、ソフトウェアを無償で公開しています。実際に使っていただくのは、各開発者の方々の自由です。ご自分でニューラルネットワークを先ほどのデモのように設計していただいて、開発者の方がおもちの学習データを使ってモデルを学習させるのです。

学習させ終わった後は、ご自分でお使いいただく。図で描くとこんな感じです。グーグルが提供しているのはこの部分だけなのです。なので、グーグルがソフトウェアだけを提供しております。モデルは含んでいません。あとは、お客様がご自由に、お客様が自分で秋葉原で買ってきたコンピューターでもいいですし、他社のクラウドでも構いません。自分のデータセンターでも構いません。あらゆる場所のコンピューターを使って、オープンソースツールを使って、例えばお母さんが仕分けしたキュウリの画像を使って学習させる。

その結果、先ほどのネットワークの結びつき、数字が残ります。これをどのように使うか、どこに置くかというのは開発者の自由になっておりますので、これを逆にグーグルにアップロードしたりということはグーグルの側では一切関知していません。なので、グーグルでは本当に一方的にソフトウェアのみを提供しているという状況になっています。

ここからは弊社の野口から詳しい説明をさせていただきます。

○野口委員 諸永様から権利関係を多少説明してほしいというリクエストがございましたので、3ページほどにわたって簡単にご説明をさせていただきます。まず、なぜTensorFlow をオープンソースで無償で提供しているのかについては、この資料でご説明しておりますが、一言で申し上げますと、オープンリサーチのアプローチをとることで、機械学習や人工知能全般のイノベーションが加速する、それに貢献したいということが一番おおきな理由です。

よく聞かれる質問としまして、TensorFlow を使った開発者の学習データ、学習モデルは、グーグルに使われてしまうのか、とられてしまうのかというご質問があるのですが、開発者の方がご希望されない限りは一切利用することはありません。

ただ、オープンソースソフトウェアになじみのある方はよくご存じかもしれませんが、コミュニティの中には、こういうことをやったらこのようになったよという成果をお互いに交換し合って、より技術を高めようというフォーラムがありまして、そのようなところにご参加いただいて、ご自分の意思で学習のデータやモデルを提供してくださる方は世の中にたくさんいらっしゃいまして、そのように提供していただいたものについては、利用させていただくことはございますが、そのような共有をGoogleが強制することは一切ございません。

先ほど佐藤からもご説明をさせていただきましたけれども、TensorFlow は、開発をされたい方が任意のパソコンですとかクラウドへダウンロードして利用していただけます。学習のデータですとかモデルも、ご自身の管理されているところで使用していただいて、形成されていくものでございますので、それについてGoogleが盗みみたりすることは一切できません。

先ほども申し上げましたけれども、どの程度第三者に公開するのかしないのか、共有するのかしないのかも含めて、開発者の方で決めていただくことになっておりますので、Googleは勝手に権利が及んでしまうというものではございません。したがって、得られたモデルは基本的にはGoogleのものではなく、開発者のものということになっております。

TensorFlow は、アパッチ2.0という、よく知られておりますオープンソースのライセンスに基づいてライセンスをされています。こちらは、比較的緩い条件のライセンスでございますが、そちらの条件に従って、機械学習をするためのコードとしてのソフトウェアはご利用いただいておりますが、その結果として出てきた学習用のモデルについては、自動的にGoogleに権利が所属してしまうということはありません。

これはどこに書いてあるのかとよく聞かれるのですが、こちらはライセンスの解釈として、学習のために使ったソフトウェアと、ソフトウェアを使ったことによって生まれしてきた関数は別のもので認識できるということで、アパッチライセンスの中に書いてあるかというところではないのですが、そのように解釈できるということです。

最後に、ご参考までに弊社のクラウドプラットフォームのサービスの条件を記載させていただきますけれども、他にもAmazonさんを初めたくさんのクラウドサービス事業者さんがいらっしゃいますので、クラウドの利用については、それぞれのサービス事業者様の規約に従う事になります。弊社の例でいいますと、英語しかないので英語でご紹介させていただいておりますが、ご利用いただいているお客様がカスタマーデータの全ての知的財産ですとか権利を持つことや、Googleがそのデータを保守などどうしても必要な

場合以外、そもそも、アクセスすることすらしないということが明記されております。

先ほど佐藤から学習済みモデルは関数、数字であるということがございましたけれども、その数字だけでは何もできないわけでありまして、今度はキュウリの仕分け機にするときには、当然キュウリの仕分け機を動かすソフトウェアを別につくって、そこの中に学習済みモデルを入れ込むわけがございますので、そういう意味で、最終的なモデルは関数のまま利用されるということではないと私は理解しております。したがって、最終的にはソフトウェアの一部となるということがございますので、そういう形での保護も一定程度は考えられるのではないかと思います。したがってほかにいろいろな論点はあるかと思いますが、関数だけを取り出して、独立で知的財産として保護する必要があるのかどうかというのは、この場で皆さんで議論いただくべきことかなと思っております。ありがとうございました。

○佐藤 ありがとうございました（拍手）。

○岡村委員長 ありがとうございました。佐藤様と野口委員にご解説をいただきました。先ほどの中林様のプレゼンも含めまして、ここで質疑に移りたいと思います。ただいまの両プレゼンテーションにつきまして、ご質問、ご意見などが委員の先生方からございますでしょうか。もしご質問などがございます方は、お手元の名札をこのように立てていただいて、こちらからそれに対して指名をさせていただきたく存じます。

では、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。まず、SOMPOホールディングスの中林様にお尋ねなのです。海外との連携においてしているということなのですが、契約によるものなのか、お互いにそれに対してコストをかけたりということがあるのかということと、具体的に先ほど課題として海外で公開されているものと保険を組み合わせただけで特許が出現したということがあったのですが、それは具体的にその国の特許基準で特許がとられ、具体的にどのような被害というか、どのように困ったかというのをもうちょっと具体的に教えていただければ。逆にいうと、それをクリアするためには、日本は何をすればいいのかというご提案を含めてお願いできればと思います。

○岡村委員長 では、よろしく申し上げます。

○中林 まず1点目のご質問なのですが、場所はいえないのですが、具体的にアジアのある地域を対象にして、契約ベース、もしくはその国の政府と話をしながら、健康に関する実証実験という準備を進めているところです。当然、契約を結んで、対価も発生するよ

うな形で進めておりますというのが1点目です。

2点目なのですが、アメリカの保険に関するシステムインテグレーションをやっている会社の例なのですが、先ほど佐藤さんがご紹介されたように、公開されているディープラーニングのモデルを使って、画像を判別するということはディープラーニングでやっていて、それを組み合わせた形で保険の商品をつかって、そのサービスを展開されているという会社さんの例です。

まだ実害はないのですが、多分、我々が同じようなことをやろうと思ったときに、特許侵害で訴えられてしまうケースが多発すると、ディープラーニングを使って新しい保険商品をつくったときに、特許侵害で訴えるリスクが高くなるなど危惧しておりますので、現時点で具体的な被害はないのですが、そういったことがきちり保護されていない中で行われると事業会社にリスクが多いなと感じているところです。

○岡村委員長　　まず第1点目はよろしいでしょうか。

○宮島委員　　もう1つはグーグルの佐藤さんにお尋ねなのですが、今伺いますと、オープンソースを出したものに関しては、そこから先に対して権利を主張したりはしない、手放していると伺ったのです。逆にそれを使った人たちや複数の人たちがそのように理解しないで、グーグルにトラブルを持ち込まれた例があるかということと、野口さんがご説明になったこのように解釈しているとおっしゃった部分に関して、誤解が世の中に生じている部分はあるかもしれないと思うのですが、そこは明確にもうちょっと解いたり、文書化したほうがいい部分はあるのか、それともこう書いてあるから、普通の人はこちらで理解してくださいということなのか、この世界に余り詳しくない人にも誤解されないような状況なのかどうかを伺いたい。

○岡村委員長　　では、お願いします。

○野口委員　　公開したことによって、逆に第三者からトラブルに巻き込まれた例があるかというご質問については、私の知る限りでは、特に聞いたことはございません。

2点目なのですが、その点がわかりにくいというご指摘は、こちらのほうでも受けとめて検討したいと思います。その1つの方策がまさに本日のプレゼンテーションでございまして、この資料をこの後、経産省のウェブページでしていただくことによってわかりやすくなればよいなと思っております。

○岡村委員長　　今の点で補足的に、ご存じない方もいらっしゃいますので、Apache 2.0というのは、GPLのような伝播性があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○野口委員 Apache 2.0は伝播性はございません。たとえば、伝播性のあるライセンスとして、G P L（GNU General Public License）をご存知の方もいらっしゃると思いますけれども、オープンソースのライセンスの1つのタイプで、そのライセンスを使ったり、それに基づいて派生したものについては、全部オープンソース化をしなければいけないという条件を伝播性と一般的に呼んでおります。Apache 2.0については、そのような伝播性の条件は入っておりませんので、基本的にはオープンソースを使って学習したモデルについて、オープンソースコミュニティに還元しなければいけないということは義務づけられていませんので、商業利用の方がつくったものを例えば営業秘密としてずっともっておくということは可能になっております。

○岡村委員長 特許のライセンスを強制されるというのは、Apache 2.0ではありますでしょうか。

○野口委員 先生のほうがお答えをよくご存じでは……確か、なかったと理解しておりますが、正しいでしょうか。

○岡村委員長 また次回までにまとめていきたいと思っております。

○野口委員 ありがとうございます。

○岡村委員長 では、引き続き高山委員、お願いいたします。

○高山委員 大学で刑事法を教えている者でございます。SOMPOホールディングスの中林様に2点お尋ねしたく存じます。

個人情報保護法についてのご意見を伺いたいのですが、5月末から新しい法律の罰則とかも施行されることになっているのです。営業秘密侵害罪は既にかかなり広い範囲で重く処罰される対象になっていますが、個人情報保護法の新しい罰則では、それよりももっと軽い刑事罰が定められていて、保護客体は個人情報データベースという形になっていて、一方でデータベースである必要があるのだけれども、営業秘密である必要はないというところがちょっと違うのです。

それで、SOMPOホールディングス様のような会社にとっては、一方で個人の保護という観点も大事だと思いますし、他方で情報の利活用の必要性という観点も両方大事だと思うのですが、その両面を考えたときに、御社のような企業の方からみて、新しい法律のいい点とか不備とか課題についてどのようにお考えになっているかお聞かせいただけませんか。これが第1点です。

○岡村委員長 お願いします。

○中林 成立する前から私も着目しておりまして、最初の法律よりは個人情報ほどの範囲でという範囲の明記がなされつつあるので、使いやすくなったかというようにはみえていません。

ただ、個人情報保護委員会が事業会社に沿った形でガイドラインをなかなか出していただけて、しばらく前にも日経で取り上げられていたと思うのですがけれども、事業サイドからするとまだ使いにくいなのというのが正直な感想です。

匿名化して使っていいとうたっていらっしゃるので、そのあたりをこういうケースで具体的な事例でこんな形で使っていいということまで踏み込んでガイドラインを出していただけるとすごくありがたいかと。前法よりはクリアになったとはいえ、まだグレーなゾーンが多いなとみえております。

あともう1つは、法律の問題よりもレピュテーションリスクのほうがすごく高いと思っております、特に日本ならではのかもしれないのですがけれども、スイカのケースがあつてから、各事業会社は腰が引けてしまって、何もできない状況がずっと続いているなとみえてきますので、そのあたりのレピュテーションリスクをうまくヘッジするような施策が事業サイドから出せばいいですし、国サイドからもそういったことをうたっていただければやりやすくなるのかなと思っております。

事業サイドからすると、利活用を進めたいので、なるべく法に触れない程度に匿名化して、それを活用するというアプローチで今検討しております。レピュテーションリスクに関しては、提供者側にメリットを提示する形で新しいサービスに情報提供していただければ、こういうメリットを返すということまで説明して展開するというように気をつけて、個人情報の利用に関しては進めているという感じでございます。

○岡村委員長 高山委員、いかがでしょうか。

○高山委員 ありがとうございます。私、たまたま文科省で医学研究を推進している方々から、範囲を明確にいただかないと研究に対して抑制的になってしまうというご意見をいただいたので、企業の方はどうかなと思ってお尋ねいたしました。

もう一点の質問も関連しているのですがけれども、きょうのプレゼンテーションのスライドの5枚目を拝見しますと、松重さんの健康情報というのが例として挙がってしまっていて、こういう情報も非常に大事ななところなわけです。一人の方の健康情報ということだとデータベースとはいいづらいつい場合もあると思うのですが、利活用という点で考えるといろいろなことが考えられるということで、データベースから保護しようということだと、

データベースになっていないけれども有用性が高そうな情報は、とりあえずその範囲から外れてしまうこととなりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○岡村委員長 はい、お願いします。

○中林 先ほど前段で、グループもしくは外部のどのようなデータソースが存在するか、それが活用できるかというところをまとめていますので、データベースに存在しないケースに関しては、利用する際にきっちり洗い出して利活用すると進めておりますので、基本的にデータベースに存在しない情報で個人情報表に出る形で利活用しないというのが1つのスタンスでございます。

とはいえ、いろいろなデータソースがあって、内部に関しては法的に触れない範囲でデータベースを集めてモデルをつくって活用するということが積極的に進めているという面があります。答えになっていますでしょうか。

○高山委員 どうもありがとうございました。

○岡村委員長 個人情報、あるいは医療情報関連に関しましては、要配慮個人情報のカテゴリーの問題もありますれば、また内閣官房で新たな医療情報の利活用に向けた法律案が今国会に提出予定との報道もありましたけれども、立法的に穴をあけるという方法も目指されているようでございますので、それもみきわめながら進めるべき問題かなと思います。

ほかにもご質問を受けつけたいのですけれども、続きがございますので、また今ご質問不足の部分も後でまとめて必要に応じてご質問いただくようにいたしまして、次に進めていきたいと思っております。

では、議題3のデータ保護制度のあり方についてということで、事務局からまずは資料の説明をお願いしたいと思います。

○諸永室長 先ほど中林さんからのご説明に対して、やはりデータを自社で売り出すところと他社から買ってくるであるとか、取得してくるというところをあわせて使っているという事例、そしてそれをSOMPOといった保険会社だけではない製品に出していただくところをご説明をいただきました。多分、それもきょうのご議論いただくところの念頭に置いていただければと思っています。

2つ目の佐藤様からのご説明でございますが、野口さんからもいただきましたけれども、我々、資料5といったところで各委員の方や企業の方から具体的にどんなデータ、どんな情報を保護してほしいですかという質問をいろいろしていく中で、データをもっている側が外に出していくときに、例えば複製禁止であるとか、目的外利用禁止ということをや

っていった、活用されてしまったとか、不正にとられてしまったというお話を幾つかまとめていったのです。必ずというか、8割ぐらいの確率で出てくるところが、逆にオープンだといっている中での規約とかに書かれていないのだけれども、預けているのだけれども、これってどうなんだっけ、不明確で使っていて、企業としては漏れてしまうと大変なので、使いにくいといったところもあったので、ストレートに野口さんにご相談したところ、うちは規約でこうなっていますよといったところで、なかなか伝わっていませんよといったところをお願いしたら、先ほど野口さんから実はこの場を通じて発信といったところもありましたので、ぜひ皆さん使わないのだからってということも広めてもらえればと思います。

そんなところで、資料5に入りたいと思いますけれども、この中でいただいたご意見、実は先回、12月3日から2ヵ月弱あきました、その間、企業の方々であるとか委員の方々のご相談しながら、どのようなものを保護の対象に考えていくかといったところで考えてまいりました。

まず、分類をさせていただきながら、資料6で議論いただきたいと思いますが、まず1つ目の分類として、資料5の1.で複製禁止などの取り扱いを明記した上でホームページなどで公開しているもの。例えばとって、①データベースの利用といったところで、これはホームページなどで出ているのだけれども、閲覧のみであるとか、複製禁止とうたっているもの。これは、産業界においても部素材とか医薬品の材料というところで進んでいるそうです。

そして、2つ目がソフトウェアといったところで、これは専用ソフトや専用機器を先に売っているのだけれども、後からデータが出てくるもの。例えば有料、無料両方含まれるものなのです。そんなところでカーナビ用の地図の更新であったり、もしくは専用ソフトのカメラの画像のカメラとレンズの突合といったところでソフトのデータであるとか、妖怪ウォッチとかそういうものが番組が進んでいくとどんどん新しいキャラクターが出てくるデータ、ソフトウェアとかおもちゃ自体を先に売っているのだけれども、データ自身がどんどん公開されていくと、著作物なのかデータなのかといったところで、ホームページに出ているのだが、それがとられてしまったら困ると。先ほどのグーグルさんからあったようなモデルといわれる数字の羅列に近いのかなと思っています。

これをどうしたいのか。企業の方々に意見を聞いたときに、もう少し具体的なところで、労力がかかっているのととられたら困るよねという感じでした。きょうご紹介していくところは、企業のニーズであるとか不明確な部分を挙げさせていただいて、この中で線引きであるとかグラデーションがかかっていくようになっていますので、それを資料6でご議論いた

だきたいと思っています。

裏面の2. でございますけれども、こちらが少しずつみられる方、アクセスできる方が限られていくケースだと思います。

1つ目が我々もよく利用していますけれども、利用料を払ってとか会員のみがみられるデータベースも下の3. と違うところは、我々、判例データベースとかも使っていますが、お金を払った人のみではあるのだけれども、お金を払えばみられる権利は誰でもあると。こんなところをID、パスワードで管理されている。我々も利用規約などに目を通していますけれども、やはり複製禁止とか営業上の利用禁止は規約にうたわれているものがございます。

使っているユーザーが使ってしまったら契約違反になると。それが転々流通と外に出してしまった場合はどうするのかといったところが不明だなといったご意見をいただきました。同じようなところはトレンド分析も進んでいるそうです。

②も産業界で進んでいる、特に製薬といったところで、お互いがもっているデータを出し合って、競争領域でなく協調領域のデータといったところで、例えば製薬会社であれば投薬データで健常者のデータを集めている取り組みが世界的にもありますし、国内でも進んでいるといったところでもございました。データを出した人だけに発生するような権利といったところで、みんなで共有しているものがあるというお話をいただきました。

一方で、同じようなケースで共同研究を企業同士とか大学と進めるというときには、営業秘密として守秘義務をがちりかけている、ここで生まれた知財はといった契約を結ぶケースが多いと思いますけれども、そこまでしっかりしていないものが②でいただいたご意見だと思います。

③が著作権のほうにも寄ってしまうのですが、番組としての加工する前のデータといったところで、番組前信号、放送前信号といったところでいわれているものが、これからどんどん多チャンネル化とか進んでいく中で、これをデータとほぼ同じような形で情報として提供していくときに、それに対する漏洩したときのエンフォースメントをどうしていくのかといったところをご質問いただきました。

4つ目が先ほど個人情報といったお話を高山先生からいただきましたけれども、我々政府として個人情報を匿名加工していただきといたところまで議論するのですが、匿名加工した後のデータやデータセットをどうやって扱えばいいのかが実は余り議論されていないといったご意見を複数者の方からいただいています。

3. のところは、ご意見はいただいたのですが、その部分は契約であるとか秘密管理を

しっかりいただいて、営業秘密なのかなと思っているところが下2つでございます。

まず1つ目がAI学習用のデータセットといったところで、いただいたところが事実のみを集めたものは著作物として創作性がないといって認められないのだけれどもといったお話をいただきました。これは、営業秘密としての三要件を満たしていただければ、保護され得るといったところが我々の回答かなと思っています。

もう1つが失敗事例。これは、有用性のところでの疑問点だったのですけれども、AIに学習させていくデータは、必ずしもスペシャルでよかったといったデータだけではなく学習が進まないといったところで、例えば生産ラインでカメラ画像をとって異物が混入してであるとか、事故画像というデータがたくさんあるので、それ自体は有用性があるかどうかで悩んでいますといったところなのです。よく実験であるとか研究開発の失敗データも有用性があるよと我々の逐条解説であるとかそんなところでもうたっていますので、これは同様に考えまして、有用性は否定されるわけではないと思っています。こんなデータセットは、企業内でしっかり秘密管理を行っていただければ、営業秘密として満たすのではないかと考えています。

2つ目は、何度も説明させていただいているのですが、必ず出てくるところで、他者にデータを渡してしまうと、秘密管理性が満たされるのですかと。渡し方の問題であって、データを他者に渡したからといって、秘密管理性が満たされなくなるわけではない一方で、守秘義務なり契約を結んだ上で渡さないと、法的保護も発生しませんし、万が一漏れたときの手続にも支障が生じると考えています。

このようなご意見をいただきながら、3は営業秘密として守りましょうというところなのですが、1とか2、冒頭書かせていただいた我々データをとらないよといってとったのだけれども、使っているのではないかと。年末も某古着サイトとか実は過去からとっていた、今からとると規約でうたったら炎上したケースであるとか、一方で昔からあるようなコピーの複写機は、スキャンしたデータはとりませんとうたっているものは安心して使って、カメラの現像などもとりませんと現像機に入れると一番最後に出てきていますけれども、とらないねといったところが商慣行でもできていますので、皆さんが安心して使っているところなのです。そのようなこう使ってほしいといったのに反して使っているケース、さらにとりませんよといったのによって活用しているケースが今回の対象かなと思っています。

具体的に議論いただきたいところは資料6になります。資料6、前提が今申し上げたところでありすけれども、まず秘密管理性や有用性、非公知性は、営業秘密の三要件のどれか

もしくは複数のものが明確でないもの、こんなときの保護をどう考えればいいのかといったところを検討いただきたいと思っています。

そして、今まで委員の方々や企業の方々からいただいているところは、民事といったところで差しとめであるとか、損害賠償といったご意見をいただいています。別途、今度ご紹介しますけれども、委託調査という形で、我々が企業にアンケート用紙を配布して、回収してというところに行きますと、実は刑事罰も欲しいという意見がかなりの率で上がっていたりして、その辺も含めてどのような保護が実際に必要なのかといったところをご議論いただきたいと思っています。

そして、企業の方々と打ち合わせをする中で、オープンな場で話していこうとすると、今具体的に保護がないというのはなかなかいいにくいというのを企業の方からいただいていますので、不明確であるとか、予見可能性が低い、そんなところでご理解いただければと思っています。

2. の具体的に検討いただきたいところとして、1つ目が保護対象、2つ目が不正行為といったところで、取得の部分の行為をどのようにやるのか。そして、3. で使用や開示を含んだ提供といったところにどのような要件があるか。そして、トレーサビリティといったところを4. で挙げさせていただいていますけれども、これは次回、技術的制限手段などとともに技術的なご紹介もさせていただきながらご検討いただきたいと思っていますので、きょうは1、2、3について軽くご紹介させていただいて、その後、委員の方々からご意見いただければと思います。

では、2ページ目に行ってください。2ページ目に保護対象といったところで論点を整理いたしました。

まず1つ目で、データの外形的性質をどのように扱えばいいかといったところで、まず不正競争防止法の保護対象を考えますと、事業活動に用いるところで、技術上または営業上の情報と営業秘密と同じような対象を考えればよいのではないかと思います。

そして、その下は、著作権といったところを念頭に、データベースという定義がございますので、それをならうのか、もしくはこの部分は全く引用せず、事業活動に用いる情報を引けばいいのかといったところで、ちなみに、著作権法には情報の集合体で定義されています。それは、体系的に構成されたという文言であったり、創作性を要件とするといったところがございますし、データベースはまとまっていて、それを電子的に検索性といったところが要件となっておりますけれども、そのようなものを要件とする必要があるのか。

先ほども高山先生からデータ単体みたいな話がありましたけれども、データが集合物となってからの価値なのか、もしくは単体でも価値があるのかといったところは可能性としてございますし、先ほど佐藤様からもご説明いただきましたが、A I 学習というモデルといったときは、ソフトウェアではなくて数字の羅列であるとかモデルになっていますので、パラメーター等をどのような保護の対象として扱うかをご議論いただきたいと思います。

そして、最後のぼつがここで生まれた成果物で、営業秘密の侵害品の考え方だと思っています。営業秘密自体を捉えてしまって、それを使って生み出されたものを営業秘密の侵害品と昨年の施行された部分から提起されておりますけれども、同様にデータなり情報がとられたといったところで、それを使えば必ず生み出されるようなもの。例えばA I 学習モデルに食べさせるもとの学習用データセットをあるA I に入れば、必ず何か結果が生み出されるのであれば、データがとられたのだけれども、その先の学習済みモデルのほうも侵害品という形で保護対象とするのかといったところもご議論いただければと思います。

2つ目のかたまりがデータの内容に関する論点をお願いいたしたいと思っています。

まず1つ目が管理性。これは、どのぐらいの程度を求めればいいのかといったところだと思います。やはりデータを受け取る側がそれを絶対こう扱ってほしい、複製は絶対禁止なのだから、自分がみるだけなのだとといったところは、受け取った側が必ず取り扱いに関して認識できる、ここが最低限必要なのではないかと考えています。

2つ目が有用性の程度といったところで、我々事務局としては、営業秘密と同様の有用性で、有用性の要件が必要なのではないかと考えています。

米印をつけておりますけれども、有用性の部分に関しては、かなり広目にとれているものだと思います。公序良俗に関する情報が外れるといったところで、企業にとってやはり有用だといったところであれば、有用性が認められるのではないかと考えています。

3つ目が公知データの取り扱いで、やはり営業秘密は秘密ではあるのですが、データは世の中にたくさんある情報の中から抽出してくるところも価値だと思いますし、それがまとまったことによって、検索であるとかが高まったところもございますので、組み合わせに関しても直ちに公知性が否定されるわけではございませんが、今回、データは公知のものを集めているといった特性も含み得るといったところが留意点かと思っています。

そんなところに労力をかけて集めたものに関して、データを保有する方の管理の意思は冒頭申し上げたようなところで伝わるかどうかが必要なのではないかと考えています。

その他に3点挙げさせていただきました。これは、前回ご説明した中に翼システムの判例

をご紹介しましたけれども、やはり相当程度の投資がされているところが判例の中で読み取ることができます。ただ、相当程度の投資を条文というか保護対象に含み得るのか、もしくは相当程度の投資は、損害賠償の額の多寡に反映されるのかといったところが論点かと思っています。

2つ目が、データをもともと使っているところをどこまで要件とするのか。これは、実際に使っている、将来使うかもしれないといったところ、将来何に使うかわからないといったところも含めて保有している企業もかなりいると伺っていますけれども、そんなところも含めて、我々利活用を進めたいと思っているところと保護といったところで、保有者の情報を守っていく要件でご検討いただければと思っています。

3つ目が不正競争防止法という立てつけ上のところではあるのですがけれども、個人が実際に侵害されたといって訴えていく権利をもつのかといったところがございます。営業秘密などに関しては、個人事業主は当然いいと思うのですがけれども、個人と営業活動で営業活動を行っているかどうかといったところが侵害されたと訴える側の権利になります。ただ、データに関していきますと、個人情報保護法があるにしても、個人が生み出したものにすごく大事な情報であるとか有用性の高い情報があるかもしれませんので、この辺の要件をどうしていくのかといったところは1つ論点かと思っています。

2つ目のかたまりが不正取得行為でございますけれども、ここはかなり慎重にご議論いただきたいと思っています。データの取得は、やはりオープンになっていて、何らかのアクセスを許されている人が対象となりますけれども、例えば暗号を解くであるとか、不正なアクセスでとって、もしくは営業秘密では窃取や詐欺、脅迫がございますけれども、不正な手段によりといったところに関して、同等に不正な手段で不正取得は運用を厳しくやっていっていいのではないかと考えています。

真ん中に技術的な制限を無効化すると書かせていただきましたけれども、これを不正な手段に当たるとするかどうかといったところは、次回、技術的制限手段の無効化の装置の提供行為をご議論いただく予定ではございます。そちらもあわせてではございますが、どのような行為が不正取得となるのか、こんなところをきょうご議論いただければと思っています。

その下は、著作権法をみながら書かせていただいたくだけでございますけれども、検索のためのクローリングでの要件が著作権法においてもかなり限定的な要件になっていまして、技術がどんどん進展していったって、クローリングで取得してはだめと訴えていくといったほうもかなり難しくなっているところがあると伺っていますので、どのような行為を不正取

得と整理するかといったところをご議論いただきたいと思っています。

救済措置といったところで、冒頭民事だけでというお話がございましたけれども、損害賠償であるとか差しとめだけでいいのか、もしくはそれを広げていくのか、全く設けなくていいのかというところをご議論いただきたいと思っています。

検討事項の3になりますけれども、不正な使用、提供といったところで、どのような行為を対象としていくのかといったところで5ページ目でございます。不正取得の後の類型が1つのパターンで、1つのポイントだと思うのが、やはり1対1の契約に基づいて、その後、転々流通としてしまったところは、営業秘密であれば二次取得者、三次取得者は民事、刑事で差しとめができると思っています。

一方で、過去の判例をみても、契約に基づいたのだけれども、それが不正に使われてしまったときは、外に漏れたところはやはり効力を有さないといったところで、訴えている側にとってみると、原告側が泣き寝入りしている部分があると思いますので、その辺に関して不正取得の後の転々流通したところの類型。

2つ目が逆にもともと正規取得であったところから不正に漏洩していくといったところの分類かなと思っています。正規取得であったのだけれども、契約に反して利用していく場合であったり、誰かに渡していく行為が2つ目の類型かと思います。その中で何か正当、何が不当の取得の部分と連携していくのですけれども、技術的制限手段を無効化した場合の取得であるとか、前回ご議論いただいたリバースエンジニアリングの扱いを過度に規制すると、企業などのイノベーションは進まないのではないかとといったところをご議論いただきましたので、リバースエンジニアリングに関しては、取得までは不当とはいえないぐらいの整理にして、一方で解読前はいいが、その先の使用であるとか、誰かに提供していくという使用行為や提供行為で縛ればいいのかといったところもご意見でいただいています。

3つ目は使用、提供の範囲で、確認として書かせていただきました。使用には、例えば製品やサービスの開発に使うといったところ、もしくはAIに学習させていって高度化するといったところに使う、そして提供に用いる行為が使用といった類型かと思っています。

そして、データの分析、解析は、分析、解析までであれば、不正競争防止法でいうような競争関係を阻害するといったところまで行きませんので、例えばその中で他者の営業秘密をとることを目的として分析、解析を行う行為が該当するかなと思っています。

そして、提供という範囲の中で開示も含まれますけれども、例えば不正や加工したデータを誰かに渡していくであるとか、もしくはホームページなどで開示。これは、愉快犯みたいな

ところも含めていると思っています。

そして、救済措置に関してどの程度までやるのかといったところをご議論いただきたいと思います。

最後、6ページ目、トレーサビリティでございますが、詳細は次回ご議論いただきたいと思っていますので、論点だけお話ししたいと思います。

これは、先ほど中林様からもご意見をいただきましたけれども、データが実際、自分のものだよと例えば民事でやろうとしたときに、自分のデータから抜けたものだよといったところを明らかにして、著作権であれば権利管理情報を付与して、電子透かしといったものがございますけれども、これを今回、データの保護でどう考えていくのか。著作権法では例えば電子透かしを外すような行為も権利管理情報を外すといったところは禁止とされておりますけれども、一方で不正競争防止法の過去の類型をみていきますと、タグを外すところ自身ではまだ競争環境を阻害しているのかどうかといったところがございまして、タグを外して誰かに開示するとか、暗号を外してといったところが議論であるかと思っております。一方で、政府全体としてもいろいろな情報にタグであるとか権利管理の情報をつけていこうという別の動きもある中で、法目的とのバランスであると思っておりますけれども、正面からタグを外すことは合法だよといったところをうたうのもどうかと思っておりますので、この辺に関しては産業政策も含めながらご検討いただきたいと思っています。

そして、救済措置の論点といたしますと、タグを外すとか、権利管理情報を外すという損害がまだ発生していないときの損害賠償額は1つ論点かなと聞いていますし、まだ流通する前の段階であれば、差しとめる対象は正規取得の人だったらどうするのかといったところで、何を救済措置とするのかといったところも論点かと思っています。

以上、1から4までの検討事項をご紹介しましたが、本日、1から3までの部分に関してご意見をいただきながら、検討を深めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○岡村委員長　ありがとうございます。今、諸永室長からご説明がありました資料につきまして、皆様ご存じのとおり、かつてはファクトデータベースを一般不法行為責任で保護すべきかどうかということで、アメリカでは判例上否定され、日本でも北朝鮮映画事件の上告審判例の射程がどこまで及ぶのかということで議論されてきた問題かと存じます。この判例後は、どちらかというファクトデータベース保護に関しては否定的見解、一般不法行為責任は生じないという方向で下級審判例が重ねられてきたものと理解しております。

他方で、EUはデータベース保護指令を出してまいりましたけれども、それもかなり前の

話で、現実はどう機能しているかという問題があろうかと思えます。ところが、それからそれなりの歳月を経て、IoT、あるいはAIの中でまた別の角度から光が当てられるような時代になってきたという認識のもとで、今回、このようないろいろな意見が出てきたものと理解しているわけであります。

ちょうど12時少し前までの時間をこれに関する質疑、あるいは自由討論に当てたいと思いますので、資料5、6、特に6の検討事項4を外した3までの事項を中心にご意見、ご質問をお寄せいただきたいと思います。例によりまして、ご発言の際にはお手元の名札をこのように立てていただくようお願いしたく存じます。

では、まず野口委員がお立てになっておられますので、ご発言をよろしく願います。

○野口委員 ありがとうございます。確認のご質問なのですが、今、岡村座長から非常に的確な要約をいただきました。こちらの論点で、プロポーザルというほどではないかもしれませんが、問題提起されている内容としては、ヨーロッパのデータベース指令を超えて、データベースですらないようなデータについて、かつ公知であるものについて保護すべきかどうかという問題意識という要約でよろしいでしょうか。

○諸永室長 まず、データベース自体をどうするのかも含めてお願いしたいと。データベースを保護するよというところは、まず皆さんの合意をとりたいと思っていますし、さらに今おっしゃっていただいたデータベースの集合体になっていないようなものをどうするのかといったところをご意見いただきたい。

○野口委員 ありがとうございます。そうすると、世の中にもまだ存在していないような非常に広汎なデータ保護法を目指していくというご提案のように聞こえたのですが、その場合は、一方でデータの利活用を進めていきたいという方針もおありだと理解しておりますので、その両方のバランスが非常に重要だといいますか、データの保護を余りに広くし過ぎますと、ほかの人がデータを使って競争する、イノベーションするということに対する大きな制約が発生してしまいますので、今までの法的な保護では足りていないようなところを（いろいろヒアリングをしていただいたのだとは思いますが）もう少し詰めた上で議論していったほうがいいのかと思います。非常に漠然とした感触ですが、どのあたりの広い保護を目指していらっしゃるのかというところがよくわからなかったのです。

○岡村委員長 では、諸永室長。

○諸永室長 まずご確認で、データベースの部分は、野口委員は保護……今、発射台がよ

くわからなかったのですけれども、いただいたご意見でデータベースといったところ、そしてさらにデータ単体に関して広げるというのはどうかというご意見……

○野口委員 岡村座長からご指摘いただいたように、ファクトデータベースの保護については、日本、アメリカ、ヨーロッパでそれぞれアプローチが今まで違ってきたと思うのですが、ヨーロッパ型の創作性のないデータベースを保護していきたいという方向性とお伺いしたのです。ヨーロッパでもヨーロッパのデータ保護指令が実際産業の振興に役立ったのか役立たなかったのかということについては、非常に膨大な研究があるという感じがしておりますので、そのあたりをきちんと踏まえた上で、日本に本当に必要なかどうかということを検討すべきではないかと個人的には思います。

○諸永室長 ヨーロッパ型というのは、まさに権利付与型という議論をここではしているつもりはないのですけれども、不正な行為から入っていこうといった中で、その対象をデータベースとするのか、データ単体とするのかという議論をきょういただきたいと思っています。

○岡村委員長 今、室長からもお話がありましたけれども、いきなり単体データそのものを保護対象にするのかどうかという話ではなくて、ファクトデータベース的なものをIoTを前提に保護するのかということと、それから個々のデータを保護するのかどうかというのはまた別の問題だと存じます。

それから、野口委員がおっしゃるように、産業政策として保護をかけるかどうか、あるいはどこまでかけるかどうかという問題が産業政策上、得策であるかどうかという広い見地から考えていかなければならないということは、先ほど諸永室長のご説明の中でも出てきたところであります。

これは、あくまでも各界から意見を集めたところ、こういう意見があったので、それに対して知財室、あるいは小委員会としてどう対応するのかというご意見をお聞きしたいというスタンスでありますので、ご了承いただきたいと思います。

では、中林さん、お願いできますか。

○中林 先ほど高山先生のご質問にちゃんと答えられなかったのと、あと資料の2ページのデータの外形的性質に関する論点のデータベースという表現にも絡むのですが、データベースというと、多分機能とデータの中身と含めて表現されているように見受けられて、検索性を検知する必要があるかということも絡んでくると思うのですが、先ほどのご質問で、データの単体、生データが価値があるかというご質問の答えの1つで、我々価値があるとみ

ております。

なので、データの集合体になっていなくて、さらに電子データになっていないものに関しても、保険会社なので紙の情報もかなり多いのですが、それらは例えば機械学習とかAIの学習源として利用価値があるとみえていますので、後ろで電子化というのを進めております。それがデータベースなのか、データ単体なのかという表現は、この議論の中に加わっていないのでわからないのですが、事業側からすると、データベースになっていなくても、個別のデータなのですが、それを集めて、データベースという用語があるのですが、学習のデータセットをつくることで、モデルに価値が与えられるなど思っていますので、そういった観点で何か議論いただけるとありがたいかなと思ひまして発言させていただきました。ありがとうございます。

○岡村委員長　では、林委員、今の見解との関係でしょうか。

○林委員　野口先生のお話に……

○岡村委員長　とりあえずお願いいたします。

○林委員　ありがとうございます。今回の会議の出発点を確認したいのですが、営業秘密とは別の不正競争行為類型を考えておられるのだなと今理解しております。よろしいですね。

営業秘密の場合は、やはりTRIPSを背景として、グローバルに保護対象が秘密というところを軸にして構築されておりますので、それについて日本が不競法という法律の中で保護されており、その場合には営業秘密の定義、三要件の定義を設けた上で、その対象である営業秘密についてどのような行為をしたら不正競争行為かというのを4号から今回の10号も入れて定めているという立て付けであると理解しております。

今回の議論が営業秘密とは別の対象物を何らか定義して、それについて現在の4号から10号にあるような行為をした場合に不正競争行為とするという立て付けであるとしたら、やはり出発点の営業秘密ではない、別の保護対象の客体はしっかり定義をしておく必要があり、それに該当するかどうか司法判断でもちゃんと理論的に基準を設けて判断される対象にならないと、侵害判断ができていかないと。

それにビジネスの観点からも、それを利用する側にとっては、保護範囲が不明確であると萎縮的な弊害が生じてしまうということもあると思います。

その観点から、やはり議論の順番として、検討事項1の保護対象……

○岡村委員長　資料6をおっしゃっているわけですね。

○林委員 はい。資料6の2ページの検討事項1の保護対象というところで、検討されているところの(1)のデータの外形的性質に関する論点というところで、最初のぼつで技術上、または営業上の情報を対象とすればよいかという立て方が、トータルでいけばいいかもしれませんが、ここで押さえられてしまうと、営業秘密の定義としては、対象の限定をしていない部分ですよね。技術上、または営業上の情報といっている部分で、むしろ定義の中ではその前の三要件で営業秘密の対象を限定しているわけなので、こういう立て方で順番に、ここはいいかと固めていくと、ミスリーディングのところが出てくるのかなという疑問をもっています。

(2)のデータの内容に関する論点のところ、営業秘密の保護の場合に、準じて要件をご検討されていると思うのですが、秘密ではないものという前提で、通常秘密管理性のところを管理性の程度という枠で設定されているのですが、有用性については従来同様、公知性というところは外すということになりますと、客体を特定する管理性のところだけになってしまうということになって、そうすると客体の限定として、それで足りるのかというのが非常に問題になってくると思います。

先ほど野口先生もおっしゃったように、やはりビジネスの活性化を考えるとときには、保護も必要ですけれども、活用を阻害しないということも大事なので、そういった意味では、客体と不正競争行為の行為類型を組み合わせで議論しないと、客体だけ固めるというのは順番として難しいと思っています。

その観点で、やはりこういった法律の立法を考える上では、立法事実として、実際どのような情報について新たな立法で保護することが求められているのか、またはどの程度の強さの保護がふさわしいのかということが、まずは立法事実の把握として必要になってくるのだと思います。

アンケートをしてくださったということなのですが、公開の場での議論が企業側としては難しいところもあると思うのですが、そここのところの立法事実の把握をもう少し慎重に詰めてからこの議論をする必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。今の点について、事務局からは何かありますか。

○諸永室長 今回の部分は、例えば資料を書いた順番の問題かもしれませんが、検討事項1のところ、外形的性質、先ほどその前半の部分がないよねというお話。その前半の部分を後ろに管理性、有用性、公知性で、そのほか要件として加えるものがありますかといったと

ころなので、ぜひ営業秘密に照らしていったときの足りる、足りない、さらに必要な要件は何かというところをきょうご議論いただきたいと思っていますし、企業側からこんなデータなり情報を守りたいと思っているのだけれども、三要件に照らすと若干不明確な部分があるので、まだまだ自信をもっていない部分があるといったところは、委員限りに示しているところでは、丸と三角といった形で、さらに求めたい措置を書かせていただいています。

ただ、今、林先生からいただいたような細かい企業の情報で、我々ヒアリングなどで聞き取らせていただいています、そのときもここだけという形で聞き取っている、確かにエッジがない形で丸くなっているところはあると。

あと、前回の資料の中で参考資料といったところで、これはどのようなデータの流通を保護したいかといったところを、参考資料で前回の資料をつけていますけれども、こちらの7ページ以降、5つの事例といったところで、いろいろな企業からのヒアリング結果の具体的なやりとりでまとめていったものを示しています。

○林委員　ありがとうございます。そこのところは理解しているつもりなのですが、TRIPSを持ち出したのは、営業秘密であれば、既存の知的財産権としての保護以外の保護対象として、グローバルなコンセンサスのある保護対象なわけですがけれども、そうでないものをEUではファクトレベルのステータベースという指令が出ましたけれども、実働はしていないのではないかなという評価だと思うので、それを超えて我が国において新たな保護対象をここで決めるというのは、かなり大きな話だなと私は認識しているのです。

営業秘密の外延を広げるという話ではなくて、もっと大きな話だと思いますので、そういった意味で、この議論を進めていくに当たって、積み上げていって、最後にやはり立法事実がないですね、途中でなる可能性も自分の企業が被告になる側を考えたら、そこはどののだろうかという議論も当然出てくると思いますので、そういった立法事実の確認をもうちょっと慎重にする必要があるのではないかなという意見でございます。

○岡村委員長　その意見はまた検討させていただくという……

○中石審議官　皆様のご意見があったのですがけれども、議論のあり方は2つのアプローチを考えていまして、1つは営業秘密という枠内で秘密管理性の外延をどこまで上げられるのだろうかというのは1つの議論のターゲットでわかります。今までは、典型的にはある会社が単体でもっていたものを個別に管理していたものが単体でありましたが、これを2社間で共有する場合にどこまでその外延を上げられるか。契約を結んだ場合にそれがどこまでできるのかといった議論もこの中で考えています。

そして、おっしゃったように、今回、立法事実はどうしても保護しなければいけないものがあって、営業秘密の枠を超える場合に、おっしゃるように営業秘密を使えなくなりましたので、その際にさらにどういう新しいものが必要かということも含めて議論していきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

○岡村委員長　ありがとうございます。では、相澤委員、よろしく願いいたします。

○相澤委員　産業政策として、データに関連する投資の保護、データの利活用ということを見ると、保護をすることによって利活用が妨げられたのでは、今回の制度改正の意味がなくなります。今、中石審議官からお話がありましたように、制度をどういう構成にするかということを考えていくことも大事であると思います。

知的財産は情報を扱っているので、技術革新による制度の陳腐化が生じる虞のあるところが難しいところです。例えば、著作権法を改正したときには、データベースの保護はこれでいいのではないかという考え方があったと思います。しかし、先ほどもありましたように、クラウドに限らず、技術変化が激しくて、データ保護が議論をされていることからすれば、著作権法のデータベースの保護は現状に合わなくなってきていると思います。

ただ、ここで考えなければいけないのは、改正された法制度が技術変化によって時代の変化に適応しなくなる将来的な課題があるということです。この会議の検討の対象外ですが、著作権法が時代に適応できなくなって、コンテンツの利活用が進まないという問題も出てきています。これから、改正の議論をするときには、将来的な技術状況の変化も考えていかなければいけないと思います。

刑事は考えないという前提で議論していると思いますが、制度を検討する場合には、利活用が阻害されないように考えられるべきことが期待されます。それから、データが偏在している場合に、保護を強くすると市場独占が過剰になる虞があり、社会の活性化が害されるということも考慮すべきであると思います。

○岡村委員長　ありがとうございます。今、相澤委員がおっしゃったとおり、著作権法はどうしても創作性が前提になりますし、例えばアーキテクチャーが全く一緒でも、データが違えば侵害にならなかつたり、著作権法上のデータベース概念自体が必ずしも明確といえなくなっている中、こうしたI o T、あるいはA Iの社会を迎えているというギャップをどう埋めるかという問題というご指摘、非常に感銘を受けた次第でございます。

続きまして、大水委員、よろしく願いします。

○大水委員　知財協の大水でございます。

まさしく相澤先生のおっしゃったとおり、データベースという言葉が始まると、既に著作権のイメージが入ってしまって、私としてはできればデータのかたまりとか、ただのデータというイメージで捉えたいなと思っているのです。

1つ別の視点からいいますと、企業として活動する際に、この何年かでどのようなアプローチをしてきたかというところを述べさせていただきたいなと思っております。

例えばグーグルさんが地図をつくられたときも恐らくそうだったのではないかと思うのですけれども、道路を撮影すること自体は別に秘密情報でも何でもありません。それは許されていることだ、ではやってみよう。つまり、現行の法制の中で自由にできるところの中からデータを集めて、それを解析して何とかしようというところから一般には始まると。

もう1つのディレクションとしては、これはとても大事なデータだと。これを何とか解析したい。こういうところをどうやるかという別の要請もあります。

後者は、我々オンプレミスというのですけれども、基本的には自分の外に出さないでやると。コマツさんのコムトラックスというのは、コマツさんのリースのデータを自分のところで集めてやる。

ところが、AIが進んでくると自分のところではできなくなってくるので、それは契約でどうやって縛ってやるか。そのときに、さらにその外へ出たときの心配をどうするか。基本的には、大事なものは外に出ないような人にしか頼まない。さらに、先ほどの議論の中で、グーグルさんに渡したら外に出てしまうのではないかという不安があるというお話があって、クラリファイされているという状況なのです。つまり、今確実にできることは何かを司法環境をみながら活動していく。そのときに、どうしても曖昧なところがあるのをクラリファイしたいというのが、企業としてはミニマムなところのリクワイアメントなのではないかと考えております。

したがって、そういう意味で新たな権利といったときに、さらに外延がよくわからなくなるといふところもある中で、まずしっかりと現場の営業秘密として保護されること、契約も含めて明確にした上で、さらにその先の立法事実があるかというところを議論されるというのが我々としてはカンファタブルなところなのかなと。

もう1つ申し上げますと、契約というのが1つのキーワードとして捉えるのですけれども、契約も大手と大手でやる場合には、当然前者としてやるわけですが、先ほどのTensorFlowを使うときには、末端のエンジニアが勝手に使ってしまうパターンもありまして、そうしたときに規約の妥当性がどれだけ担保されているのかというのが心配な事項であります。

最近アメリカで訴訟になっているケースなのですけれども、ある大手のクラウドベンダーの方が、クラウド使用者の会社の特許については、ノーアサーションを全て約束してくださいという条項を入れた会社さんがございまして、実際にクリックする人は読んでもいないと。読んでも恐らくわからない。そういった中で、クラウド規約、あるいはAIの規約の妥当性が担保されるような状況になっているのかというところについて不安があるところかなと考えてございます。

○岡村委員長　ありがとうございます。結局、何らかの形でこれまでのいわゆる著作権法的な創作性をもったデータベース保護的なもの自体では成り立っていないような環境変化が出ているということは、特に大きなご異論はないと思いますし、その中で利活用とのバランスをどう図っていくべきなのかということで、保護を利活用との関係で考えていくべきだということも恐らくご異論はないところだと思いますので、その上でどうした方向でどうしていくかという形で議論を進めていければと存じる次第でございます。

もちろんその際に、どのような要件で萎縮がないような形でやるのか、あるいは単なるデータからかなり重要なパラメーターに至るまで、いろいろな度合いがあったりするところで、それを要件論とか法制上にどう落とし込むかということになるかと思えますけれども、そういう側面も含めて、不正取得から守られるべき条件は何なのか、あるいは不正利用から守られるべき、つまり早い話、不正行為から守られるべき要件は何なのかということでご意見をさらにいただければと存じます。

野口委員、よろしく申し上げます。

○野口委員　ありがとうございます。そういう意味で、先ほどから立法事実という言葉が何回か出ておりますけれども、私の理解するところでは、それを大まかにまとめたものが資料5であるという理解でよろしいでしょうか。

その中で、3番は既に営業秘密で保護されているのでこれ以上保護はしなくてよいという理解でよろしいのでしょうか。

○諸永室長　ただ、企業の方からこのような質問が出ているので、これ以外に契約を結びましょうというアクションはもっと変えたほうが良いと思っていますけれども、ここでの議論とは違うと。

○野口委員　それは古くて新しい問題で、昔からいわれていることなので、今何か変わったということではないと思いますし、先ほど大水委員ですとか、いろいろAIのためのデータは非常に価値が高いというお話は繰り返し出ているのですけれども、私の理解ではそのよ

うな価値の高いものをアクセスできるようなところに公開したりというのは普通の企業はしないと思うので、何らか守ってほしいという気持ちは、私の実感では、営業秘密でかなりの部分行けるのではないかと考えております。

先ほど中石審議官からもご指摘があったかと思うのですけれども、そこではみ出してしまふものについて、多分新しい保護が必要であるかどうかということは今議論するのだと思うのです。はみ出してしまうものという意味でいうと、資料5の1番が一番典型、公開されているから公知性があると。したがって、営業秘密ではないというところが典型だと思うのですが、例えば2番の皆が情報を出し合って共有しているデータベースは、私の理解ではきちんとコンソーシアムで利用規約をつくって、ほかの人にはみせないとすれば、秘密管理性もあるし、非公知性もあるという整理にできると思うので、3番は例えば著作権で保護されているものであるとか、企業さんの中から不安として出てきているもののうち、既にどこまで保護されているのかももう少しきちんと整理する必要があるのかなと感じております。

○岡村委員長　　済みません、議論を整理するために。3番目の特定のもののみで共有、秘密保持契約を結んでいる情報などは、要件を満たすのだということをガイドラインの指針の補足等々で明確化するということ自体は、特に野口委員、ご反対とかはないわけですね。

○野口委員　　もちろんです。

○岡村委員長　　明確化をすると。

○野口委員　　それは大変重要なことだと思います。

○岡村委員長　　では、1、2に絞ってというお話でどうぞ。

○野口委員　　1番等で、例えば素材、材料等の特性のデータを公開していると。公開はしているのだけれども、非常に価値が高いということはわかるのです。一方で、特許の分野でもそうですし、営業秘密の分野もそうだと思うのですけれども、客観的な事実というのは、ある程度から先は人類にとって共有すべき部分だと認識されている部分もあると思うので、例えば客観的な素材の情報は、公開にすれば営業秘密ではできないかわりに、一定程度新規であったり進歩性があつたりすれば特許になるとか、伝統的な知的財産の体系の中では、それぞれ保護する理由があるものについて、特徴を捉えて形をつくってきているというのがあると思うので、1番で営業秘密では保護されないのだが、保護してほしいという要請がある分野について、どこまでが共有されるべきもので、どこからが保護するべきもので、それを保護するとすればどのような要件でという、先ほどから各委員がご指摘されているところにもつながっていくと思うのです。

それを例えば著作権との関係ではどうなのか、特許との関係ではどうなのかというところも整理した上で議論することが必要なのではないかと感じているのですが、いかがでしょうか。

○岡村委員長 1に関しましては、先ほども室長からお話がありましたとおり、翼システム事件等々でも問題になったところですが、実際上は、よその部品販売メーカーからホームページ上の情報をごっそり抜いてきて、それで翌朝には競合サイトが立ち上がっているということで、紛争になっている事例が多いと。

EUのデータベース保護指令でいえば、Sui generis rightsの抽出権というのでしょうか、これは中山先生などもかねてより投下資本が莫大であるにもかかわらず、何らの保護を受けられないような状態ですので、Sui generis rights的な保護が日本で及ばないことについて再検討すべきだということをおっしゃっているところではございますので、1というのはどちらかという、そういう意味では比較的古からの問題がインターネットによって顕在化したという問題という理解でよろしいのではないのでしょうか。

○野口委員 ありがとうございます。

○岡村委員長 3番は、先ほどのような状態で明確化すべきところは明確化することで、全てが事足りるのかどうかというところを検討する必要があるということになるかと思えますし、かわりに明確化するだけで足りるのであれば、余分な実効が及ばないように明確化することが重要になるかと思えます。そこは、今後のこの会での検討という形になるかと思えます。

結局、中心になる部分は、資料5でいえば2番目のような状態かと思えますけれども、これもご存じのとおり、2番目の③の放送向けの加工前画像というのは、著作権法でも及ばない、ある程度の段階に至らないと及ばないという形で著作物としては認められないという判決もありますので、若干難しいところではあるかと思えます。

他方で、ある著名事件などでは、放送局買収が問題になったときに、端切れのように用いられることなく捨てられる画像に価値があって、それがネットでいろいろ活用できるのではないかといった当時の経営者もいたように記憶しております。これは時代が変わって、そうした端切れ利用がネットで可能になる時代になってきたのかなというのが当時の堀江社長の発言などの中では出てきていたような部分ではあるかと思えます。

ほかの部分に関しまして、特に④というのは、匿名加工データベースも事業者としてはご案内のとおり、改正個人情報保護法の第4章第2節で、匿名加工情報取扱事業者等の義務と

いう形で、義務を事業者は負うばかりで、それに対応する権利というのはどこまであるのかということは、個人情報保護法の性格上触れられていないというところではございます。

そういうものもありますので、やはり保護すべきかどうかということは、きちんと検討すべきところはあるのではなかろうかというのが先ほどの室長のご見解だったと理解しております。

○野口委員　ありがとうございます。私が申し上げたかったのは、保護する必要がないとっているのではなくて、例えば匿名加工後のデータベースは、営業秘密でほとんど保護されるのではないですかということです。それが営業秘密で保護されていない事例は、具体的にどのような場合なのでしょうかとのご質問なのです。

○諸永室長　例えば売ったとか、渡したという契約に基づいた先、転々としてしまったときどう差し押さえるのでしたかというご質問が来ているので、ここに書かせていただいていると。

○岡村委員長　これは、安全管理措置等が改正個人情報保護法にありますけれども、事業者の義務という状態になっていたりしておりますし、確かに契約法理でカバーすることは一定限度、要するに二次流通しないようにということはある得ると思っておりますけれども、大体これまでの個人情報データベース等の流出事件をみていまして、ほとんどが企業の従業員から持ち出されて、業者に売られるという問題であるとか、あるいは委託先から流出するという形になっていますので、第三者に対してどこまでどう対抗するのかという部分が、野口先生がおっしゃるように、秘密管理性を満たすという形で、個人情報保護法以外に現行の不正競争防止法の営業秘密としての保護がどこまで及ぶのかということは、さらなる検討が必要だと思います。

○野口委員　ありがとうございました。

○岡村委員長　では、末吉先生、よろしく申し上げます。

○末吉委員　末吉でございます。私から2つ意見がございます。

今、野口委員がいろいろご指摘された資料5に掲げられている1. から3. までのデータ保護につきどこまで保護すべきかの点の論点整理が非常によくできているのですが、私の個人的な問題意識としては、きょうの参考資料、12月に検討された参考資料の16ページのA Iのポンチ絵が出ております。これは、最近、しばしばこの手の類いでいろいろ相談に応じたり、仕事をしているのですが、私はビッグデータだけ捉えるとどうもわかりづらいので、私の理解力だとビッグデータとA Iとさせていただくと非常にわかりやすく、例えば先ほど

の資料5の情報3種類がありますとすると、これは、恐らくデータの入り口から入ってきて、そういうものをAIが学習して行って、いろいろなものが入力、出力に使えるシステムになっていくと。

基本的な理解としては、プログラムの著作物でAIの仕掛けが守られるというところももちろんあるでしょうけれども、それ以上のところがどうもいろいろあるようだ。それは、入ってきたデータそのものということではなくて、入ってきたデータを加工してこの中に入っているのだと思うのですけれども、実はいろいろ教えていただくのですが、このところがよくわからない。

問題は、こうやってAIをつくっていったときに、先生方もご指摘のとおり、基本的には営業秘密の保護で何か困るところがあるのか。野口委員が再三いわれているところはかなり近い問題意識かもしれませんが、私はそれを事例として集めたほうがいいと思うのです。

私もやろうとしたのですけれども、なかなかいいレスポンスが返ってこない。いろいろな事情があるのだと思うのですが、少なくとも知財室におかれては、その点はもう少しクリアしたほうがいいのではないかなと思ったのが意見の1つ目。

意見の2つ目は、先ほど非常にいい問題の指摘があったので、ぜひ意見として申し上げたいのですが、日本の厚労省がよくないから、海外でやっているという話。これは実は大問題で、イノベーションにとっても大問題なのですが、例えば人の健康を考えた場合に、日本の中で実証実験したものを、日本の中で手づくりでつくっていった場合の仕掛けと、輸入でもってきた場合の仕掛けは違うのではないかという問題意識があるわけです。イノベーションのためにも、ぜひ経産省としては、厚労省とよく調整いただいて、こういうご不満が出ないようにして頂きたい。一国民としては、日本人の健康増進に非常に大きな関心があるので、この点はテイクノートしていただいて、調整いただければと思います。ありがとうございました。

○岡村委員長 大変貴重なご意見、ありがとうございました。

時間も迫ってまいりましたので、最後に相澤委員からご意見いただいて、本日最後のご発言と。

○相澤委員 先ほどの議論からも、営業秘密の保護の外延として、例えば、次回議論される技術的制限手段を施された情報というのが考えられます。それは、必ずしも現行法の営業秘密の枠内で全てが捉えられるわけではないと思いますので、外延を規制することによって、明確な形の保護をしていくというのも、この中で提示されていると思います。

○岡村委員長　ありがとうございます。著作権上、プログラム著作物としてパラメーターを含めての保護は及ばないという判決があったりもしますので、論点が多いところかなと思いますけれども、本日はもっとご発言いただきたいところではございますが、もし委員の先生方でほかにご意見がございましたら、直接知財室までメールなどでご意見をいただければと存じますので、それもあわせてお願いしておきたいと思います。

では、室長にタッチいたします。

○諸永室長　本日もありがとうございました。

最後、相澤先生からいただいたように、次回、技術的制限手段の論点でいただきますけれども、きょういろいろ議論が営業秘密の保護で外延といったところも、例えば暗号をかけて渡したのだが、それがとられた場合というのは、今までの技術的制限手段として、もともとはコンテンツを対象としていて、外された後の流通は著作権で何とか担保しようとする。それが著作権が及ばないようなものでも価値があるものは何なのだけというのも含めての議論だと思いますので、きょうの議論の引き続きとともに、次回、技術的なところもまた新たに情報提供させていただきながら進めていきたいと思います。

本日は、中林様、佐藤様、ありがとうございました。

回りの確認などをしていきたいと思いますが、2月15日1時から、当省の17階で行います。そして、第9回、次々回を間があきますけれども、3月17日10時から予定しております。

それまでの間も、次回、15日になりますので、各委員全てと意見交換ができるか改めてご相談なのですが、意見などの交換をさせていただきながら、次回、次々回の準備を進めていきたいと思っています。そして、次回も企業の方々からのプレゼンテーションなどをいただきながら、皆さんとともに検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　それでは、以上をもちまして本委員会の第7回会合を閉会とさせていただきます。本日は、長時間のご審議にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

——了——